

令和8年5月19日

この調達方針は、串間市が「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達を図るため、以下のとおり定めるものである。

1 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局が令和8年度中に発注する物品又は役務の調達とする。

2 調達物品等及び目標

施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- ①物品（食品類、農産物等、その他）
- ②役務（外作業、選別・検品、室内作業、その他）
- ③目標：前年度実績額（8,237,236円）を上回る額とする。

3 調達の推進

各部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び串間市財務規則（昭和41年串間市規則第3号）など関係規定に従い、随意契約制度を活用し、優先的に施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、施設等が提供できる物品等については、施設等からの情報をもとに福祉事務所自立支援係から各所属部署に対して情報提供を行うものとする。

4 調達実績の公表

調達実績については、令和9年5月31日までに概要を取りまとめ、市公式サイト等により公表する。

5 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉事務所自立支援係とする。

【参考】

（1）障害者優先調達推進法第2条第2項及び第4項に規定する施設等

- ・障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設に限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型、B型）
- ・小規模作業所
- ・特定子会社及び重度障害者多数雇用事業所
- ・在宅就業支援団体及び在宅就業者

（2）市内の施設等で供給可能な物品、役務

物品・・・花、花苗、野菜、野菜苗、測量杭、危険杭、災害杭、木製棚、ベンチ、名刺、チラシ、ポスター、Tシャツ、さをり織、木工製品、その他別紙参照

役務・・・除草、草刈、剪定、屋外清掃、ラベル貼り、データ入力チラシ折り加工、施設クリーニング、袋・箱折り、その他別紙参照